

**米国大統領選 4 不法移民問題が選挙戦の争点に加わる可能性**

大統領選の重要な論点の一つとなりうる不法移民問題に関して、6月後半に注目すべき二つの変化が生じた。一つは6月15日のオバマ大統領による若年不法移民対策の発表であり、もう一つは25日のアリゾナ州移民法に対する連邦最高裁の判断である。現時点では大統領選の選挙戦の最大の争点は経済と雇用であるが、過去の大統領選をみるかぎり一つの争点に集中したまま選挙戦が続くとは考えにくい。今後の選挙戦において争点の分散はあり得ると考えるべきであり、不法移民問題は医療保険改革法と並んで重要な争点に加わる可能性の高い問題の一つである。そこで、今回はオバマ大統領の若年不法移民対策を中心に不法移民問題の現状を整理してみた。

なお医療保険改革法に関しては、共和党系の知事らが提起した同法をめぐる違憲訴訟について、6月28日に連邦最高裁が国民の医療保険加入の義務付けと非加入者に事実上の罰金を科す条項を連邦議会の課税権限の範囲内と認定するなど法案全体を実質的に合憲と認定する判決を下した。これを受けてオバマ大統領と民主党は改革が前進して大統領選・議会選へ向けて弾みがついたと認識する一方、共和党と同党大統領候補のロムニー前マサチューセッツ州知事は同法撤廃を目指して全力を挙げる姿勢を強めている。同判決が刺激して医療保険改革法が大統領選・議会選の重要な争点になる可能性が高まったわけであるが、この問題に関する評価は次回以降の拙報告で取り上げることにした。

**1. オバマ大統領が若年不法移民対策を大統領令として発表**

オバマ大統領は6月15日、若年不法移民対策についての声明を発表した。一定の条件を満たす若者には強制送還措置を2年間猶予し、就労許可申請を認めるという内容である。強制送還が猶予されるには、(a) 16歳未満で両親などに連れられて渡米して5年以上滞在している、(b) 現在30歳以下、(c) 学生であるか高校卒業資格もしくは軍隊入隊の経験を持つ、(d) 犯罪歴がない——ことが条件になるという。今回の対策は大統領令としての布告であり、議会に同意は必要ない。現在の米国の不法移民は約1,100~1,150万人と推定され、国土安全保障省によればそのうち約80万人がこの政策の対象となる模様である。

若年不法移民の多くは、物心がつくかどうかの年頃に両親に米国に連れてこられ、米国の公教育を受けて育ち米国人としての自覚を持つ。しかし、滞在資格がないばかりに不安定な低賃金労働を余儀なくされ、強制送還の不安に怯え続けるケースが多い。自分が不法移民であるとは知らずに育ち、高校生になって運転免許や奨学金を得られないことで初めて自覚する人も多いという。このような状態が続いていることに対して、人道上の問題があるとして救済の必要性を説く声は米国内でも多い。オバマ大統領も以前から「気持ちも目的意識も米国人である有能な若者を米国から追放するのはおかしい」と訴え続けてきた。

だが、不法移民の無条件送還を求める声もまた根強い。議会では、2001年から若年不法移民対策を含む移民制度改革を目指した「ドリーム法案」が幾度となく審議されてきたが、保守派の強固な反対もありいまだに成立していない。最近も2009年3月に民主党が提出したドリーム法案が、当時は同党が多数派だった下院を通過したが、上院では民主党多数にもかかわらず共和党の強固な反対により議事妨害を阻止する60票が得られず成立を阻まれた。2011年1月からは議会下院の多数派が共和党であり、今週の大統領選までに同法案が成立する可能性は極めて低くなっていた。

そこでオバマ大統領は大統領令という方法で上記の不法移民対策を実施するに至った。しかし、

法律ではない今回の対策は、大統領が自ら認めるように市民権や永住権を付与する道が開かれぬ一時的な措置に過ぎない。ドリーム法案の成立による抜本的な問題解決を目指す立場からは、今回の対策は後退とも解釈できるとして批判も出た。オバマ大統領も、今回の対策は現状の制約の中で可能な次善の策であり、ドリーム法案の成立は必要と訴えてはいる。

## 2. 対策にヒスパニック系有権者と世論の両方の支持、後手に回るロムニー候補と共和党

ロムニー候補や共和党は、オバマ大統領の若年不法移民対策について、大統領選でのヒスパニック系有権者の支持拡大を狙った得点稼ぎであり、超党派による抜本的・長期的な不法移民問題の解決を逆に遠ざけたと批判している。確かに、この若年不法移民対策に大統領選でのヒスパニック系有権者の支持拡大を狙った得点稼ぎという一面を含んでいることは否めない。08年の大統領選では、オバマ大統領が不法移民問題の解決を重要課題の一つであると訴えたことも効いて、同問題と最も身近な関係にあるヒスパニック系有権者からの得票率は約67%に達した。しかし前述のとおり政権が支持したドリーム法案は不成立に終わり、その後1年半近く経っても政権は不法移民問題に何ら実績を上げていない。世論調査によれば現在のヒスパニック系有権者のオバマ大統領支持率はやはり67%あり3割弱のロムニー候補を圧倒してはいるが、このまま実績なしで大統領選に臨めば、失望したヒスパニック系有権者の支持が離れる恐れがある。実際、各種世論調査では同有権者の大統領選に対する熱意の低下が明らかになっている。かといって議会下院が不法移民の救済を拒む傾向が強まる共和党に押さえられている以上、新たなドリーム法の成立は絶望的である。そうであれば一時的措置に過ぎない大統領令という形であっても若年不法移民対策を実現するしかないという判断に至ったことは、容易に推測できる。

しかし、対策の効果は早くも表れつつある。USA Today/Gallupが対策発表の直後に行った世論調査によれば、ヒスパニック系有権者の同対策に対する支持は8割超（USA Today/Gallup調査）に達した。しかもBloombergの世論調査によれば、全有権者単位でも支持は64%、そのうち無党派層の支持は66%に達した。ヒスパニック系有権者の支持つなぎ止めだけでなく、対策への支持がヒスパニック系以外の有権者にも広がることで、同対策を批判した対立候補・党に大きなダメージを与えることにも成功しているのである。

現にロムニー候補は、支持多数派の世論を否定するわけにはいかず、前述の「得点稼ぎ」や「長期的対策にならない」などと述べるだけであり、この対策を正面から否定することを避け続けている。ロムニー候補は、共和党の候補者指名争いでは保守派の支持を得るために不法移民問題に関して一切譲歩しない姿勢を強調してきた。大統領に当選したらドリーム法が議会で可決されても拒否権を発動すると明言し、ライバルだったペリー・テキサス州知事やギングリッチ元議長を不法移民に寛容すぎると攻撃していたのがロムニー候補である。しかしオバマ大統領の声明の直後にインタビューを受けたロムニー候補は、自らが大統領に就いたらオバマ大統領の対策を取り消すかという問いに対して回答を避け、その後も変化はない。医療保険制度改革などオバマ政権の主要政策を廃止すると強調しているロムニー候補だが、不法移民対策に関してはその勢いはない。

## 3. ヒスパニック系有権者の支持拡大が必要なロムニー候補は難しい立場に

ロムニー候補の不法移民対策に関する言動が変化した理由は、世論全体の動向以上に、同候補と共和党にもヒスパニック系有権者の支持獲得が必要という情勢がより大きいだろう。ヒスパニック系有権者対策が必要だったのはオバマ大統領だけではなかったのである。

ヒスパニック系人口は2000年代に43%増えて総人口の16.7%（2011年）を占めるようになったが、前述のとおり同有権者の支持率ではロムニー候補はオバマ大統領に大差をつけられている。現在、主要世論調査の平均においてオバマ大統領に3%前後リードされているロムニー候補にとっては、ヒスパニック系有権者の支持の挽回は絶対に必要である。加えて今秋の大統領選のカギを握る

とみられる州の一つであるフロリダ州の存在がある。ロムニー候補が11月の一般投票において獲得選挙人数でオバマ大統領を上回るには、選挙人数が29人と多い同州での勝利が絶対に欠かせないが、世論調査によれば現在の同州は大接戦である。その同州は全米で3番目にヒスパニック系人口・有権者が多く、州人口の23%をヒスパニック系が占めている。同州で接戦を抜け出すためにも、ロムニー候補は同有権者の支持を拡大する必要がある。それには同有権者の8割超（USA Today/Gallup調査）が支持する今回の対策を公然と批判することなど今となってはできないのである。

かといって、ロムニー候補が不法移民問題について、オバマ大統領の対策とは異なるヒスパニック系有権者の支持を得られる具体的な対案を示すことは難しいだろう。同有権者の支持を得るには、これまでロムニー候補が不法移民に寛容すぎると批判してきた領域の政策を採用する必要がある。それはロムニー候補にとって矛盾する対応になるし、これまで支持を得てきた保守派の支持者から強い反発を受ける恐れがある。逆に、ロムニー候補も共和党もこれまでのようにドリーム法など断固として成立させないと言い続けることも、ヒスパニック系有権者の反応を考えればできなくなった。不法移民対策に関しては相容れない保守派とヒスパニック系有権者の間で、どちらの支持も得たいロムニー候補と共和党は曖昧な対応を続けるしかない。このように選挙戦におけるロムニー候補の抱える矛盾を引き出したという意味では、オバマ大統領の不法移民対策は作戦勝ちともいえる。

#### 4. アリゾナ州の不法移民規制法の大部分に連邦最高裁が違憲判断

オバマ大統領の若年不法移民対策の発表から10日後の6月25日には、連邦最高裁がアリゾナ州の制定した不法移民規制法の大部分に違法判断を下す<sup>1</sup>という不法移民問題への注目を高める新たな動きがあった。

アリゾナ州ではメキシコからの不法移民が急増して治安が悪化したとの不満を強める州民が多く、2010年4月に不法移民の摘発を強化する州法を制定していた。これに対して（連邦）司法省は、同年7月に移民政策は憲法上、連邦政府の専権事項であるとして同法の無効確認と差し止めを請求する訴訟を同州連邦地裁に起こした。これに対して、連邦地裁は同月の法施行前日に同法の（1）州警察官が（別件で）拘束、逮捕した人物に不法移民の合理的疑いがある場合に合法移民であることの現実的な証明を求めなければならない、（2）移民への在留証明証の携行の義務付け、（3）不法移民の就労、求職を違法とする、（4）州警察官が不法移民の合理的疑いがある人物を令状なしで逮捕することを容認する—という条項を差し止めた。この判決に対して同州が控訴、連邦控訴審でも違憲判決が出たが同州は控訴し、連邦最高裁の判断を待っていた。

連邦最高裁は、上記条項のうち（2）、（3）、（4）を違憲とする一方、（1）は合憲との判断を下した。この判決に対して、オバマ大統領は同法の大部分が退けられたことを歓迎しつつも（1）が容認されたことに懸念を表明した一方、アリゾナ州のブリュワー知事は（1）の容認を評価して同法で一定の成果を上げたと語るなど、双方が勝利宣言をする形になった。主要メディアの反応も分かれている。例えば、アラバマ州など他にも不法移民規制法を制定する州が多数あるなかで、アリゾナ州の不法移民規制法の（1）の合憲判断が他州の類似法の制定の動きを強めることを予測する向きがある。一方で、連邦最高裁の（1）の合憲判断は、アリゾナ州の同法・同条項はこれまでの差し止めによって証明要求の実例がないために判断を避けたのであり、今後の新たな違憲の提訴の可能性を残しているという解説もある。

ただ連邦最高裁が（2）から（4）までに合憲判断を下すか、そもそも司法省が同法制定の時点で提訴していなければ、同法への世論の支持は多かっただけに、共和党系知事の多くの州で不法移民規制法の制定に弾みがついていただろう。それだけでなく、連邦政府の不法移民対策を示さないオバマ政権への批判が強まり、大統領支持率を引き下げる要因として働いていた可能性もある。アリ

<sup>1</sup> <http://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/11-182b5e1.pdf>

ゾナ州の今後の対応、他州への影響は不透明だが、今秋の大統領選までの期間に限れば、自信への逆風の拡大を阻止したオバマ大統領にプラスに働き、アリゾナ州の不法移民規制法を理想的と賞賛してきたロムニー候補には望ましい結果でなかったとはいえるだろう。現にロムニー候補は、この判決に対しても曖昧な発言をするにとどめている。

## 5. 不法移民対策ではオバマ陣営に成果

6月前半までの選挙戦は、経済と雇用だけを争点とした「オバマ大統領の信任投票」の色が濃かった。ロムニー候補にとってはオバマ大統領に対する有権者の不信任の拡大が自らの勝利への接近を意味するわけであり、オバマ大統領の批判をするだけでよかった。対案を示さないロムニー候補に不満を示す声は多いが、オバマ陣営に攻撃の材料を与えるリスクのある対案の提示など不要とロムニー陣営は割り切っていたと思われる。しかし、このロムニー候補にとって楽な選挙戦の情勢が今回の不法移民問題をめぐる二つの動き、さらに6月28日の医療保険改革法に対する連邦最高裁の実質的な合憲判断を受けて、争点が多様化するなどの変化を起こす可能性がある。

もちろん不法移民問題も医療保険改革法も、このまま経済と雇用に代わって今後の大統領選の選挙戦の最大の論点になることはさすがにないだろう。人口が急増しているとはいえヒスパニック系人口は米国において依然として少数派である。しかも同系人口にとっても、最大の問題は全米平均よりもはるかに高い失業率に象徴される経済と雇用なのである。医療保険改革法もロムニー候補と共和党は撤廃を目指して選挙戦の争点にしようとしているが、同法の問題点である国民の医療保険加入の義務化が2014年とまだ先ということもあり、経済・雇用ほど有権者の関心を集める問題になるとは考えにくい。今後も引き続き経済と雇用が大統領選の最大の論点であり続け、景気の変化が選挙戦に大きく影響する展開が続くことは確実である。

それでも今後の選挙戦の争点の構図については、経済・雇用への極度の集中から、経済・雇用を中心として次に不法移民問題や医療保険改革法が位置する形へ変化する可能性は十分にある。そもそも過去の大統領選を踏まえれば、一つの争点に集中したまま選挙戦が続くとは考えにくい。金融危機の渦中で行われた08年の大統領選ですら、争点が経済に集中することはなかった。今後の選挙戦において争点が分散していく可能性のほうが高いとみるべきであり、今回の動きがきっかけとなって新たな争点に加わる候補が不法移民問題や医療保険改革法であると考えべきであろう。

争点が多様化すれば、現職大統領の信任投票では有権者の判断が難しくなり、どちらの候補が次の大統領として適切かが問われ、双方が具体的な政策を示すという大統領らしい選挙戦への変化が期待できるかもしれない。米国は長い夏休みに入り、有権者の大統領選への関心が一時的に低下する期間に入りつつあるが、この足元で起こり始めた変化の行方に注目し続ける必要がある。

以上/今村

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。当資料の提供する情報の利用に関しては、すべて利用者の責任においてご判断ください。当資料に掲載されている情報は、現時点の丸紅米国会社ワシントン事務所長の見解に基づき作成されたものです。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当事務所は情報の正確性あるいは完全性を保証するものではありません。当資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。